3

ご存知ですか 国民年金の学生納付特例制度

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に 加入しなければなりませんが、所得の少ない学生 には、保険料の納付が猶予される 「学生納付特例 制度」があります。過去2年分まで遡って申請で きますので、詳細は、お問い合わせください。

[**問合せ**]国保年金課国民年金係 **☆**5608−6130

製菓衛生師・調理師試験

[試験日]▶製菓衛生師=6月9日(土) ▶調理師 =10月13日(土) **[願書配布期間/配布場所]**▶製 菓衛生師=5月1日(火)まで ▶調理師=5月14 日(月)~6月25日(月)/生活衛生課(区役所5階)、 すみだ生涯学習センター(東向島2-38-7)[問 **合せ**]生活衛生課食品衛生係 **☎**5608−6943

すみだ郷土文化資料館の 地元ボランティアによる展示解説

[とき]▶個人=第2・第3日曜日午後1時~4 時 ▶団体(20人以上)=事前申込みにより 決定[申込み] ▶個人=当日直接会場へ ▶団体=展示解説を希望する日の1か月前ま でに電話で問合せ先へ[問合せ]すみだ郷土 文化資料館(向島2-3-5) ☎5619-7034

♪ 介護保険料等が改定されました 介護保険制度

■高齢者福祉総合計画等の策定

昨年6月に介護保険法が改正されたことを受け、 平成30年度~32年度における区の高齢者福祉施 策の方向性や事業内容を示した「墨田区高齢者福 祉総合計画」と「第7期介護保険事業計画」を一体 的に策定しました。

主な内容は、介護報酬の改定による自己負担額 の変更、介護保険料の改定、「介護医療院」の創設、 「共生型サービス」の創設などです。また、今年の 8月からは、65歳以上で2割負担となる特に所得 の高い方の利用者負担割合が3割になります。10 月からは福祉用具貸与について適正価格が公表 されます。自己負担額の変更内容については、ケ アマネジャーまたは介護サービス事業者にお問 い合わせください。

この計画書は、高齢者福祉課(区役所4階)、介 護保険課(区役所4階)、区民情報コーナー(区役 所1階)、区ホームページでご覧になれます。

■介護保険料基準額の改定

30年度~32年度における第1号被保険者の所 得段階と介護保険料は、右表のとおりです。

今回策定した事業計画では、介護保険サービス 利用者数の増加等により、30年度~32年度にか けて介護保険給付費総額が毎年度10億円以上増 加する見込みとなったことや、介護報酬の改定が 行われることに伴い、保険料が大幅に上昇する試 算となりました。そこで、介護給付費準備基金の 一部を取り崩し、保険料の上昇抑制に努めました が、今期の介護保険料基準額は、月額で前期の 5400円から6480円へと増額になりました。

区では、所得の少ない方への負担が少しでも軽 減されるよう、所得段階を13段階制から15段階 制に変更し、年度ごとの所得変化による保険料の 変動を緩和しました。

■30年度の介護保険料の「仮算定通知」

30年度の介護保険料について、「介護保険料通 知書(仮算定通知)」を、65歳以上の全ての方にお 送りしました。

公的年金からの特別徴収の方には4月・6月・ 8月分の保険料額を、普通徴収(納付書・口座振 替での支払)の方には4月分~6月分の保険料額 をお知らせしています。なお、特別徴収の方の6 月・8月分の保険料額については、年間を通して平 均的に納めていただくための調整を行っています。

今回通知した保険料額は、30年度の住民税が 未確定のため、29年度の住民税課税状況等を基 に下表の所得段階区分で仮算定したものです。 30年度の住民税等を基に再計算した1年間分の 保険料の決定通知書は、7月にお送りします。

■世帯全員が住民税非課税の方に対する保険料

[対象]世帯全員が住民税非課税で、次の全ての要 件を満たす方▶本算定後の保険料の所得段階が 第2段階または第3段階である ▶世帯の前年収 入合計額が120万円以下である(世帯人数2人目 以降は、1人増えるごとに50万円を加算した額) ▶別世帯の住民税課税者と生計を共にしておら ず扶養も受けていない ▶世帯全員の預貯金等 の合計が200万円以下である ▶居住用以外の

土地・建物を有していない ▶申請月の前月ま での保険料を滞納していない[減額内容]現年度 において第2段階または第3段階に属する方の保 険料額を第1段階相当額に減額 *申請月より前 の減額は不可

■災害等で納付が困難な方への保険料の負担軽

災害などの特別な事情により生活が著しく困 窮し、保険料の納付が困難な方は、徴収猶予や減 免を受けられる場合があります。詳細は、お問い 合わせください。

[問合せ]▶計画について=介護保険課管理・計 画担当 25608-6924 ▶介護報酬について= 介護保険課給付・事業者指導担当 ☎5608 -6149 ▶保険料について=介護保険課資格・保

第1号被保険者の介護保険料(平成30年度~32年度)

所得段階	保険料(年額)	対象	
第1段階	3万4992円	▶老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ▶世帯全員が住民税非課税で、公的年金等に係る雑所得を控除した合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方 ▶生活保護を受けている方 ▶「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている方	
第2段階	4万8600円	世帯全員が住 民税非課税の	公的年金等に係る雑所得を控除した合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方
第3段階	5万8320円	方	公的年金等に係る雑所得を控除した合計所得金額と公的年金等収入額の合計が120万円を超える方
第4段階	6万8040円	本人が住民税 非課税の方	公的年金等に係る雑所得を控除した合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下で、世帯内に住民税課税者がいる方
第5段階 (基準額)	7万7760円		公的年金等に係る雑所得を控除した合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円を超え、世帯内に住民税課税者がいる方
第6段階	8万7480円	本人が住民税課税の方	合計所得金額が125万円未満の方
第7段階	9万7200円		合計所得金額が125万円以上190万円未満の方
第8段階	11万6640円		合計所得金額が190万円以上250万円未満の方
第9段階	12万8304円		合計所得金額が250万円以上350万円未満の方
第10段階	14万3856円		合計所得金額が350万円以上500万円未満の方
第11段階	17万8848円		合計所得金額が500万円以上750万円未満の方
第12段階	19万8288円		合計所得金額が750万円以上1000万円未満の方
第13段階	21万7728円		合計所得金額が1000万円以上1500万円未満の方
第14段階	24万1056円		合計所得金額が1500万円以上2000万円未満の方
第15段階	26万4384円		合計所得金額が2000万円以上の方

講座*教室*催(

|内|| 三内容 ||種|| 三種別 ||対 || 三対象 ||定 || 三定員 ||費|| 三費用 ||持|| 三持ち物 ||申|| 三申込み ||問|| 三問合せ

区分 名称 とき ところ 対象・定員・費用・申込み・問合せ等 建築・住まいの無料相談 4月20日(金)午後1時~4時 区役所1階アトリウム 内一般社団法人東京都建築士事務所協会墨田支部の所属建築士による、 *毎月第3金曜日に開催(8) 建築全般に関する相談の受け付け 申当日直接会場へ 問建築指導 月・9月を除く) 課構造担当 ☎5608-1307 暮らし すみだスマイルLIVE!! 4月20日(金)午後7時~9時 みどりコミュニティセ 内「すみだ」と「スマイル」をテーマとするお笑いライブ 定先着60人 ンター(緑3-7-3) **費500円 *18歳以下は無料 申当日直接会場へ 問みどりコミュ** ニティセンター 25600-5811

 \triangle =電話 $FAX = ファクス <math>\square$ = Eメール \square = ホームページアドレス